

森林整備保全事業の調査，測量，設計及び計画業務に係る積算要領の
一部改定について（お知らせ）

平成 30 年 7 月 30 日
広島県農林水産局

1 概要

林野庁において森林整備保全事業の調査，測量，設計及び計画業務に係る積算要領の改正を行ったことに伴い，本県の積算基準の一部について改定します。

2 改定の内容について

別紙「森林整備保全事業の調査，測量，設計及び計画業務に係る積算要領の制定について（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 352 号林野庁長官通知）一部改正新旧対照表」のとおり。

3 適用対象について

「総括情報表」の「単価適用日」が「30.08.01」のものから適用します。

4 その他

積算基準等の資料は，林野庁ホームページにも掲載されています。

【林野庁ホームページ】

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 352 号林野庁長官通知）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領</p> <p>第 1 部 総則 1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 計画作成等業務 ①～③ (略) ④ <u>林道橋定期点検業務</u></p>	<p>森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領</p> <p>第 1 部 総則 1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 計画作成等業務 ①～③ (略) (新設)</p>

※注：この新旧対照表は今回の改定箇所を抜粋しています。

第2部 地質調査業務

第1章 地質調査積算基準

1-1~1-3 (略)

1-4 地質調査業務費の積算方法
(略)

1 一般調査業務費
(略)

(1)・(2) (略)

(3) 諸経費は、表1-1により対象額(直接調査費+間接調査費)に応じて設定されている諸経費率を、当該対象額に乗じて得た額とする。

表1-1 諸経費率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

(注) (略)

2 (略)

第2部 地質調査業務

第1章 地質調査積算基準

1-1~1-3 (略)

1-4 地質調査業務費の積算方法
(略)

1 一般調査業務費
(略)

(1)・(2) (略)

(3) 諸経費は、表1-1により対象額(直接調査費+間接調査費)に応じて設定されている諸経費率を、当該対象額に乗じて得た額とする。

表1-1 諸経費率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12	38.0%

(注) (略)

2 (略)

=今回改定箇所

「総括情報表」の「単価適用日」が「30.08.01」のものから適用します。

第9 電子成果品作成費等

9-1 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、次の計算式による。

$$\text{電子成果品作成費 (千円)} = 4.7X^{0.38}$$

X: 直接調査費 (千円) (電子成果品作成費を除く)

ただし、上限を 26 万円とする。

9-2 (略)



=今回改定箇所

第9 電子成果品作成費等

9-1 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、次の計算式による。

$$\text{電子成果品作成費} = \text{直接調査費 (電子成果品作成費を除く)} \times 0.016$$

ただし、上限を 20 万円とする。

9-2 (略)

「総括情報表」の「単価適用日」が「30.08.01」のものから適用します。